

農林水産省 同時発表

平成 28 年 9 月 21 日



農林水産業に係る知的財産の相談体制を強化します

特許庁と農林水産省が協力し、特許庁が各都道府県に設置した「知的財産総合支援窓口」においても、農林水産業に係る知的財産の相談ができるようになりました。

いわゆる農林水産物のブランドは、農林水産省が担当する「地理的表示保護制度」や種苗の「育成者権」と、特許庁が担当する「商標」、「意匠」、「特許」等が関係しており、地域ブランドの推進には、各地域・産品の実情に応じた知財保護が必要です。

10 月から、特許庁が 23 年度から各都道府県に設置している知的財産総合支援窓口（平成 28 年度からは（独）工業所有権情報・研修館が所管）では、特許庁と農林水産省の協力の下、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、地理的表示保護制度や種苗の育成者権の相談も受け付けます。これに向け、現在、農林水産省では知的財産総合支援窓口の担当者との情報共有等を進めています。

また、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上、知的財産活用企業のすそ野拡大を目的に開催する「巡回特許庁」の事業のうち、10 月に鹿児島県、11 月に京都府で実施する地域ブランドセミナーにおいて農林水産省の担当者が地理的表示保護制度(GI)について説明を行います。

（本発表資料のお問い合わせ先）

経済産業省特許庁普及支援課長 武田

担当者：佐藤（浩昭）、渡辺

電話：03-3501-1101（内線 2107）

03-3501-5878（直通）

03-3508-0877（FAX）

農林水産省食料産業局知的財産課長 杉中

担当者：一関、佐藤（太一）

電話：03-3502-8111（内線 4287）

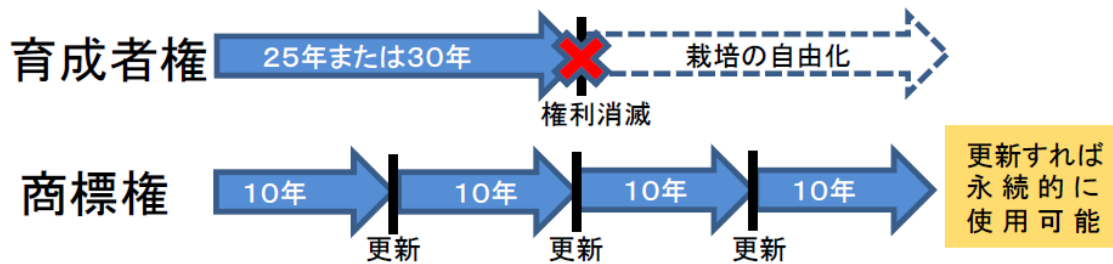
03-6738-6442（直通）

03-3502-5301（FAX）

参考：農林水産業に係る知的財産相談体制強化の必要性
(育成者権と商標権の場合)

- 育成者権は、新しい植物品種の創造という観点からブランド価値の創造に有効であるが、育成者権の権利期間は更新できない。
- 商標登録し、更新を行うことでブランドの永続的な保護が可能に。
- 申請者の視点に立ち、育成者権、商標権の双方について、情報提供し、相談に応じられる体制の確保が肝要。

●育成者権と商標権の権利期間の関係



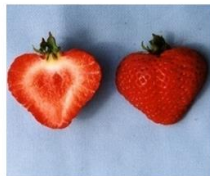
(具体的事例)

「あまおう」の国内外での育成者権と商標権の活用を通じた戦略的ブランド展開

植物新品種の育成

品種登録：「福岡S6号」

- ・2001年、国内で品種登録出願。
- ・中国においても育成者権を取得し、あまおう苗の無許可増殖を防止。韓国においても出願審査中。



果実の販売

商標：「あまおう」

- ・2002年、国内で商標登録。
- ・香港、中国、韓国及び台湾においてもあまおうブランドの確立のため商標登録。※国内価格：500円、香港価格：2500円

